

ACE 子どもと若者のセーフガーディング・ポリシー

1. 目的

ACE のパーパス（究極的な存在意義）は、「子ども、若者が自らの意志で人生や社会を築くことができる世界をつくるために、子ども、若者の権利を奪う社会課題を解決する」ことです。またフィロソフィー（理念）の一つに、「子どもの今と未来を最優先する(Children First)」ことを掲げ、すべてのおとなが子どもの権利と豊かな人生を保障する責任をもつことができるよう活動しています。

国連「子どもの権利条約」を尊重し、すべての子どもがもつ「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利が保障できるよう活動しています。

本ポリシーは、ACE の活動を通じて、子どもと若者が虐待や搾取、その他のあらゆる危険にあうことがないように、またいかなる形でも権利が侵害されることがないように、環境づくりを行うため、組織の取り組みと職員および関係者の責務を明確にすることを目的とします。

本ポリシーが目指すことは以下のとおりです。

- ・ACE のすべての関係者が、子どもと若者の権利侵害について、各自の責任を理解し適切に対応できるようにします。
- ・ACE のすべての事業や活動において、できる限り子どもと若者にとってのリスクを軽減、除去すること等を通して、活動に参加する子どもの権利が守られる環境づくりに積極的に取り組みます。
- ・ACE が国内外で子どもと若者に関わる協働事業を実施する現地パートナー団体等とともに、子どもと若者を権利侵害から守る取り組みについて意識を向上させ、予防に取り組み、適切に問題への対応ができるよう仕組みを確立し、維持します。

また本ポリシーは、「子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範」（付属文書を参照）と併用され、また別途作成する「子どもと若者のセーフガーディングに関するガイドライン」によって本ポリシーを実践するための手続きや実施方法を明らかにします。

なお本ポリシーは、国際的な基準や自らの実践による教訓等に照らして、定期的に見直し、改訂します。

2. 基本的価値

1) すべての人の尊厳の尊重と権利の平等

世界人権宣言が記す通り、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位などいかなる差別を受けることなく、等しく尊厳と権利をもつ存在であることを認識します。差別、不平等、排除は容認されません。

2) 子どもの権利の尊重

国連「子どもの権利条約」の理念を拠り所とし、子どもは、自ら権利を行使する主体的な存在であると同時に、特別に保護と援助を受ける権利があることを認識し、子どもの「生きる権利」「育つ権利」

「守られる権利」「参加する権利」を尊重します。本ポリシーの実践にあたっては、子どもの最善の利益を優先して行動します。

3. 適用範囲

本ポリシーは、次の人に適用されます。

- 1) ACE 役員、職員（アルバイト等契約の形態を問わない）
- 2) ACE のその他の関係者（インターンやボランティアなど ACE の名称を使用して活動に携わる人）
- 3) ACE と公式な契約関係にある組織とその関係者および個人
- 4) その他 ACE の活動に関わる組織とその関係者および個人（ドナー、支援者、ジャーナリスト、著名人、政治家など）

上記1)は、業務時間中であるか否かにかかわらず、公私にわたり、本ポリシーを順守することが求められます。2) 3) 4) は、ACE の活動において子どもや若者と直接的、間接的に関わる際に、本ポリシーを順守することが求められます。

なお、これら適用範囲の対象者を本ポリシーにおいて以下、関係者と称します。

4. 原則

本ポリシーは、下記の原則を満たすことによって実現を図ります。

● 個々人の責任

ACE の活動に関わるすべての関係者は、本ポリシーと自らの責任を理解し、子どもと若者の権利が侵害されることがないように行動しなければなりません。本ポリシーに反する行為があった場合またはその恐れのある問題が察知された際には、適切に報告・対応しなければなりません。

● 組織の責任

ACE は、あらゆる事業や活動において、関わる子どもと若者に対して特別な責任を持ちます。直接的・間接的に関わった結果、意図的であるか否かに関わらず、危害を及ぼすことがあってはなりません。特に立場の弱い子どもと若者に配慮して保護し、確実に危害が及ばないようにする責任があります。子どもと若者への暴力や性的搾取など権利侵害に関する懸念や問題が生じた際には、問題が深刻化しないよう迅速かつ適切に対応するよう努めます。

ACE は、組織全体で、運営、事業、プロジェクト、活動等あらゆる段階において、確実に子どもと若者の権利が侵害されることがないように本ポリシーに基づく取り組みを推進します。具体的には、職員採用等におけるスクリーニング、組織内外の関係者が本取り組みに関する責任や役割について理解し取り組めるようにするための周知・研修の実施、すべての事業における立案時のリスクの分析と軽減・除去による予防、権利の侵害予防や保護の観点でのモニタリングや評価、通報制度の設置、調査、被害を受けた子どもの保護と支援、意思決定プロセスの明確化等に関して体制を整えます。その具体的な手続きについては別途作成する「子どもと若者のセーフガーディングに関するガイドライン」で明記します。

● 連携機関との協働責任

ACE は、子どもと関わる事業、プロジェクト、イベント、キャンペーンなどを他の機関と連携して実施する際には、子どもと若者の権利に関する互いの責任を理解し、本ポリシーへの取り組みが確実

に実行できるよう協力し合います。

- **オープンな議論と透明性**

子どもと若者の権利侵害に及ぶ懸念があれば、これをきちんと提起し、オープンに議論するとともに、問題の対応と予防に取り組むことができるようにします。

- **子どもと若者の最善の利益**

子どもと若者の権利侵害について問題が生じた場合には、子どもの心理的、精神的、身体的なニーズに配慮し、子どもと若者の最善の利益を考慮して、安全確保や保護などの対応に取り組みます。

- **子どもと若者の参加と意見表明の尊重**

ACE は、子どもと若者が自分たちの安全や安心を脅かすものから守られる権利について、それを行使できるように情報を与え、この権利の行使を許容する責任があります。ACE は、子どもと若者が本ポリシーとそれに基づく取り組みを理解し、本ポリシー違反を報告できる手段も理解できるようにします。また子どもと若者に関する意思決定において、できるだけ子どもと若者が参加し、自分たちの意見が表明されるよう促され、子どもと若者の年齢や成熟度に応じて考慮されるようにします。

- **説明責任**

子どもや若者、その家族、コミュニティ、社会に対して、組織の本ポリシーに基づく取り組みの強化・改善を継続的に図ることによって説明責任を果たし、信頼される組織作りを目指します。

- **守秘義務**

関係者等による子どもと若者の権利侵害となる言動に関する懸念や、報告、調査を通じて集められた情報は最小限の範囲で共有されるようにします。すべての記録は、守秘義務を守って厳密に保管します。

- **制裁**

本ポリシー違反があった場合には、契約関係に基づく調査、懲戒手続き、違反者に適用される法律の下で捜査等の必要な手続きが行われるか、または法的権限をもつ機関に付託される可能性があります。違反者は、解雇を含む懲戒処分となる可能性や、契約やパートナーシップ関係の解消、法的制裁等の制裁が科される可能性があります。

子どもや若者の権利侵害だと疑われる懸念が報告されたものの、調査の結果、それが事実ではないと判明した際には、懸念を報告した者に対してはいかなる処分もなされることはありません。しかし、告発が虚偽であったり悪意を持って行われたりした場合にはしかるべき制裁が科されます。

- **本取り組みの普及促進**

ACE は、他機関や個人と連携して、より広いコミュニティや業界等において本ポリシーに基づく取り組みによる子どもと若者の安全な環境づくりを推進します。

5. 用語と定義

- ・ **子どもと若者のセーフガーディング**とは、子どもと若者が、組織と関わりを持つことにより、いかなる形態の虐待、搾取、暴力等の危害にさらされ、権利が侵害されることがないように、責任をもって取り組む予防策および発生した事案への対応策を意味します。子どもと若者には、特有のニーズや特別な配慮の必要性があり、特別な保護が必要とされる存在であると考えられています。この考えに基づき、子どもと若者が安心してACEや関係する組織と関わり参加できるように日頃から備えること、

その福祉や安全に懸念がある場合には、その事態に迅速かつ適切に対応策がとられること、子どもの権利が守られ確実に保障されるよう組織の仕組みを継続的に改善・強化し、維持するように努めることを含みます。

- ・ **子ども**とは、国連「子どもの権利条約」に基づき、18歳未満のすべての人をさし、**若者**とは、国連の定義と同様に、15歳から24歳のすべての人をさします。つまり、**子どもと若者**とは、0歳から24歳のすべての人をさします。
- ・ **性的搾取**とは「性的目的で、立場の弱さにつけこみ、力の格差または信頼関係を濫用して性的関係をもつ、または持とうとする行為をさす。他者への性的搾取によって金銭的、社会的、政治的に利益を得ることを含むがこれに限定されるものではない」（「性的搾取・虐待からの保護のための特別措置に関する国連事務総長会報」、2003年）
- ・ **虐待**とは、意図的か否かに関わらず、子どもや若者を直接的・間接的に傷つけ、安全で健康的な成長に危害をあたえるあらゆる行為をさし、主に以下に分類されます。
 - ✓ **身体的虐待**：身体への暴力でケガをさせたり苦痛を与えたりするもの、またはそうなりかねないことをさす。（例：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、女性器切除¹、拷問など）
 - ✓ **性的虐待**：性的行為をする、性的行為をさせる等あらゆる性的暴力をさす（例：強制的性交、わいせつな接触、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィーの被写体にする、露骨な性的な言葉、性的行為やポルノグラフィーを見せる、自画撮りの強要など）
 - ✓ **心理的虐待**：著しい暴言や拒絶的対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うことをさす（例：中傷、さげすみ、侮辱、非難、言葉による脅し、無視、無理強いをする、差別的扱い、存在を無視する、目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DVなど））
 - ✓ **ネグレクト**：適切な衣食住の世話をしない、長時間の放置、保護の怠慢などをさす（例：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど）

¹ 女性器の一部を切除あるいは切開する行為。主にアフリカ地域で行われる風習であり、成人儀礼の一つ。

認定NPO法人ACE（エース）

子どもと若者のセーフガーディングに関する行動規範 誓約書

ACEは、その活動のなかで、子どもと若者が虐待や搾取、その他のあらゆる危険にあうことがないように、子どもと若者にとって安全・安心な環境づくりに取り組みます。

そのために、私は以下に合意します。

- ① 年齢、性別、障害、宗教、人種、出身国、出身地域、社会的出身、出身階級、家系、家庭環境、性的指向、政治的見解、その他差別の原因となる可能性のある事情に関わらず、子どもや若者の権利、人格および尊厳を尊重し、子どもや若者にとっての最善の利益を考えて行動します。
- ② 子どもや若者に関するセーフガーディングに関わる国際基準や活動する国の法律や法令を順守します。
- ③ 子どもと若者にとって危険な状況やその潜在的リスクを意識し、リスクを軽減、除去すること等を通して、いかなる形でも権利の侵害を防ぐよう取り組みます。
- ④ 活動に関わる子どもや若者、その家族、コミュニティ、その他関係者が、あらゆる懸念や問題を提起し、話し合えるようオープンな雰囲気を作り、誠実に対応します。
- ⑤ 子どもや若者が自らの権利について理解し、年齢、成熟度、能力の発達に応じて、意思決定に参加したり、懸念がある場合に話し合えるようサポートします。
- ⑥ 子どもや若者に対する虐待、搾取、その他不適切な行為を見過ごさず、懸念がある場合には適切な手順にそって速やかに報告します。
- ⑦ ACEの活動に関わる以前・以降のものを問わず、子どもの搾取と虐待に関わる告発、前科について速やかに開示します。

私は以下の行為をしません。

- ① 子どもや若者を叩くなど、暴力を振るって身体を傷つける。
- ② 子どもや若者に対して、文化的慣習的に不適切、攻撃的、侮辱的、差別的、性的に挑発的など、不適切な言動、態度をとる。
- ③ 軽視する、見下す、自尊心を傷つける、辱めるなど、子どもや若者を心理的に傷つける。
- ④ 特定の子どもの若者を特別扱いしたり、差別する。
- ⑤ 子どもや若者による違法、危険、または乱暴な行為を容認したり、加担する。
- ⑥ 許可を得ずに、子どもや若者の写真や動画を撮影したり、その写真や動画および個人の特定につながるような個人情報をウェブサイトやSNSなどに掲載する。
- ⑦ SNSなどを用いて、子どもや若者を脅したり、攻撃したり、侮辱したり、いじめる。
- ⑧ ポルノグラフィや過激な暴力などを扱う不適切な映像に子どもや若者を誘導する。
- ⑨ 子どもや若者に性的なことを連想させる身振りや態度をとらせたり、わいせつ行為をさせる、わいせつ行為をする。
- ⑩ 18歳未満の子どもや、ACEの活動対象者である18歳から24歳の若者と性的行為に関わったり、性的関係をもつ。